

道路交通法の一部を改正する法律案（概要）

1 背景

高齢運転者による交通事故情勢

- 75歳以上の免許人口当たりの死亡事故件数は75歳未満の2.4倍（平成30年）
- 「安全運転支援機能を有する自動車を前提として高齢者が運転できる免許制度の創設」（令和元年6月関係閣僚会議決定）

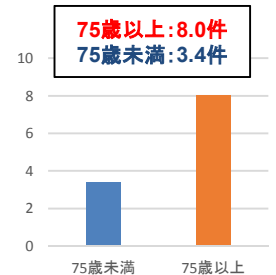
第二種免許等の受験資格の見直しの要望

- 第二種免許等の受験資格の緩和を求める関係業界の要望（21歳以上・普通免許3年以上等）
- 「規制改革実施計画」（平成29年6月閣議決定等）

社会問題となる「あおり運転」

- 東名高速（平成29年6月）、常磐道（令和元年8月）等での「あおり運転」の続発

年齢層別の死亡事故件数
(免許人口10万人当たり)



※ 平成30年12月末現在の運転免許保有者数で算出
※ 無免許の件数を除く

2 改正の概要

① 高齢運転者対策の充実・強化

- 一定の要件に該当する高齢運転者に対する運転技能検査制度の導入
- 申請により、対象車両を安全運転サポート車に限定するなどの条件を運転免許に付することができる制度の導入

② 第二種免許等の受験資格の見直し

- 特別な教習を修了した者の受験資格の特例の創設
- 特例期間中の違反者に対する措置の創設

③ 妨害運転（「あおり運転」）に対する罰則の創設等

- 通行妨害目的で一定の違反を行った場合等の罰則の創設
- 上記の違反を運転免許の取消処分の対象とする。

④ その他